

# 障害者差別解消法の概要①

## 法の目的

障害者基本法第4条の差別の禁止の基本原則を具体化し、すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的としている。

## 差別解消のための措置

### 差別的取扱いの禁止



### 合理的配慮の提供



## 具体的対応

- 国・地方公共団体等⇒取組みに関する要領を策定
- 民間事業者⇒事業分野ごとの対応指針を策定（厚生労働省、国土交通省等）

## 差別解消のための支援措置

紛争解決・相談

相談窓口における対応

啓発活動

広報誌等への掲載

地域における連携

地域協議会

情報収集等

定期的な情報収集

# 障害者差別解消法の概要②

## 法における障害者

身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）、そのほか心身の機能の障害がある人で、障害や社会的障壁によって日常生活や社会生活が困難になっている人。

⇒いわゆる、**障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）を持っている人に限らない**ことに注意が必要。また、高次脳機能障害は精神障害に含まれる。

※障害のあるお子さんも含まれる。

## 不当な差別的取扱い

**障害者**であることのみを理由として、正当な理由なく、障害者に対する商品やサービスの提供を拒否するような場合をいう。実際の場面において、ある行為が不当な差別的取扱いに該当するかどうかは、状況に応じて個々の事案ごとに判断されることとなる。

正当な理由が存在する場合には、本法により禁止される不当な差別的取扱いには該当しない。

## 具体例

障害があることのみを理由として、以下のような取扱いを行うこと

- ・窓口対応を拒否する
- ・対応の順序を後にする
- ・書面の交付、資料の送付、パンフレットの提供等を拒む
- ・説明会、シンポジウム等への出席を拒む
- ・施設や病院等の利用を拒否したり、条件を付けたりする
- ・事務・事業の遂行上、特に必要ではないにもかかわらず、来庁の際に付き添い者の同行を求めるなどの条件を付けたり、特に支障がないにもかかわらず、付き添い者の同行を拒んだりする

# 障害者差別解消法の概要③

## 合理的配慮

障害者が日常生活や社会生活において受ける制限をもたらす原因となる社会的な障壁を取り除くため、個々の障害者に対して社会的障壁の除去を必要とする旨の意思の表明があった場合において、過重な負担でない範囲で個々の状況に応じて講じられるべき措置。

「意思の表明」は、個別具体的な場面において、社会的障壁の除去の実施に関する配慮を必要としている状況にあることを、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段により伝えられることを指し、知的障害等により本人自ら意思を表明することが困難な場合には、その家族等が本人を補佐して意思の表明をする場合も含まれる。

## 具体例

- ・ 頻繁に離席の必要がある障害者の座席を会場の扉付近にする。
- ・ 高い棚におかれたパンフレット等を取って渡す。
- ・ 筆談、読上げ、手話など多様なコミュニケーション手段を用いる。
- ・ 知的障害者や精神障害者から申し出があった際に、ゆっくり、丁寧に、繰り返し説明し、内容が理解されたことを確認しながら対応する。
- ・ パンフレットや説明書等の文字を必要に応じて大きくしたり、ルビを振ったりする。
- ・ 車いすを利用している人が電車やバスの乗り降りする際、手助けする。

## 合理的配慮サーチ

内閣府が公表している合理的配慮等具体例データ集「合理的配慮サーチ」では、合理的配慮や不当な差別的取扱いの具体例だけでなく、いわゆる事前的改善措置・環境整備にあたる内容を紹介している。

内閣府 合理的配慮サーチ

検索